

件名

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○ 金 融 庁 告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第一百十二条第五号ニ、第一百十三条第三号ハ
並びに第一百六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開

示事項（平成十九年農林水産省金融庁告示第六号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

これを加える。

改正後	改正前
(別紙様式第二号) (第一面) (単位：百万円)	(別紙様式第二号) (第一面) (単位：百万円)
OV 1:リスク・アセットの概要 [略]	OV 1:リスク・アセットの概要 [同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～t 略] u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。 v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。 w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。 x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。 [y～ccc 略] [(第二面)～(第七面) 略] (第八面) (単位：百万円)	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～t 同左] u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額と一致する。 v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項目欄の額と一致する。 w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額と一致する。 x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額と一致する。 [y～ccc 同左] [(第二面)～(第七面) 同左] (第八面) (単位：百万円)
CR 5a:標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー [略]	CR 5a:標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー [同左]
項番 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・ 信用リスク削減手法適用後) リスク・ウェイト [略]
項番 資産クラス	信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF・ 信用リスク削減手法適用後) リスク・ウェイト [同左]
[略]	[略]

7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
[略]	
9e	不動産関連向け うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジャーを除く。）
[略]	

(注)

[略]

[(第八面の二) ~ (第十二面) 略]

(第十三面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）

[略]

優 (Strong)	2.5 年未満			70%	[略]
	2.5 年以上			95%	

[略]

(注)

[略]

(第十四面) [略]

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA

項番	イ	口	
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額

7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
[同左]	
9e	不動産関連向け うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジャーを除く。）
[同左]	

(注)

[同左]

[(第八面の二) ~ (第十二面) 同左]

(第十三面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）

[同左]

優 (Strong)	2.5 年未満			70%	[同左]
	2.5 年以上			95%	

[同左]

(注)

[同左]

(第十四面) [同左]

(第十五面)

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA

項番	イ		BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
	[同左]	口	

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2 : 完全なBA-CVA

項番		イ CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数(DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数(DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e~g 略]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十五面の三)

(単位：百万円)

CVA2 : 完全なBA-CVA

項番		イ リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数(DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数(DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~g 同左]

(第十五面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3 : SA-CVAの <u>CVA</u> リスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		<u>CVA</u> リスク相当額	〔略〕
〔略〕			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

〔d~g 略〕

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4 : CVAリスク・エクspoージャーの <u>CVA</u> リスク相当額の変動表		
項番		<u>CVA</u> リスク相当額
〔略〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ニ欄の額と一致する。

c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

CVA3 : SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（ <u>CVA</u> リスク相当額を8%で除して得た額）	〔同左〕
〔同左〕			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

〔d~g 同左〕

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4 : CVAリスク・エクspoージャーの <u>CVA</u> リスク相当額の変動表		
項番		リスク・アセットの額（ <u>CVA</u> リスク相当額を8%で除して得た額）
〔同左〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ロ欄の額と一致する。

c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～h 略]

[別葉2]

(第十六面)

[(第十七面)～(第三十面) 略]

(第三十一面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況

イ	ロ	ハ	ニ
[略]	[略]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	[略]
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいゝ、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [略]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク

[e～h 同左]

(第十六面)

[別葉1]

[(第十七面)～(第三十面) 同左]

(第三十一面)

(単位：百万円、%)

CCyB 1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況

イ	ロ	ハ	ニ
[同左]	[同左]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	[同左]
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいゝ、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [同左]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性について、簡潔に情報を記載すること。

相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載した口欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（口欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等Tier1資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 略]

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G-S I B選定指標				
国際様式の該当番号		当期末	前期末	
[略]				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債券に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 略]

- f 項番10a「代替可能性/金融インフラ 債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。

- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（口欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等Tier1資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 同左]

(第三十二面)

(単位：百万円)

G S I B 1 : G-S I B選定指標				
国際様式の該当番号		当期末	前期末	
[同左]				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債券に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額		
[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~e 同左]

[加える。]

g 項番10b 「代替可能性/金融インフラ 株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番10aに含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。

h～l [略]

[(第三十三面)・(第三十四面) 略]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーション・リスクに対する所要自己資本額の概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番2「I LM」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI LMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法により I LMの値を算出している場合には、当該 I LMの値と自己資本比率告示第二百八十三条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出した I LMの値をB ICの値により加重平均して得た値を記載すること。

[c～f 略]

[(第三十六面)～(第三十八面) 略]

[加える。]

f～j [同左]

[(第三十三面)・(第三十四面) 同左]

(第三十五面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーション・リスクに対する所要自己資本額の概要

[同左]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番2「I LM」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI LMの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けて I LMを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位の I LMの値を記載すること。

[c～f 同左]

[(第三十六面)～(第三十八面) 同左]

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1:リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

- u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

[y～ccc 略]

[(第二面)～(第五面) 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a: 標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポートージャー

項番	資産クラス	信用リスク・エクスポートージャーの額 (CCF・ 信用リスク削減手法適用後)	[略]
		リスク・ウェイト	
[略]			
7a	劣後債権及びその他資本性証券等	[略]	

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1:リスク・アセットの概要

[同左]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

- u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額と一致する。
- v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項目欄の額と一致する。
- w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目の額と一致する。
- x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項目欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項目欄の額と一致する。

[y～ccc 同左]

[(第二面)～(第五面) 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a: 標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポートージャー

項番	資産クラス	信用リスク・エクスポートージャーの額 (CCF・ 信用リスク削減手法適用後)	[同左]
		リスク・ウェイト	
[同左]			
7a	劣後債権及びその他資本性証券等	[同左]	

7b	株式等
[略]	
9e	不動産関連向け うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）
[略]	

(注)

[略]

[(第六面の二) ~ (第八面) 略]

(第九面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）

[略]

優 (Strong)	2.5年未満			70%	[略]
	2.5年以上			95%	

[略]

(注)

[略]

(第十面) [略]

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA 1：限定的なBA-CVA

項番	イ	口	
		[略]	BA-CVAによるCVAリスク相当額
[略]			

7b	株式等
[同左]	
9e	不動産関連向け うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）
[同左]	

(注)

[同左]

[(第六面の二) ~ (第八面) 同左]

(第九面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）

[同左]

優 (Strong)	2.5年未満			70%	[同左]
	2.5年以上			95%	

[同左]

(注)

[同左]

(第十面) [同左]

(第十一面)

(単位：百万円)

CVA 1：限定的なBA-CVA

項番	イ		口
	[同左]	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	口
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e～g 略]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2 : 完全なBA-CVA		
項番	イ	CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e～g 略]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3 : SA-CVAの <u>CVAリスク相当額</u> と取引相手方の先数	
---	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～g 同左]

(第十一面の二)

(単位：百万円)

CVA2 : 完全なBA-CVA	
項番	イ リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e～g 同左]

(第十一面の三)

(単位：百万円、先数)

CVA3 : SA-CVAの <u>リスク・アセットの額</u> と取引相手方の先数	
--	--

項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	[略]
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[d~g 略]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4 : CVAリスク・エクスポートジャーヤーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[d~g 略]

(第十二面)

項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	[同左]
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百四十七条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 同左]

(第十一面の四)

(単位：百万円)

CVA4 : CVAリスク・エクスポートジャーヤーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[d~g 同左]

(第十二面)

[別葉4]

[(第十三面)～(第二十四面) 略]

(第二十五面)

(単位：百万円、%)

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況

	イ	ロ	ハ	ニ
[略]	[略]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	[略]	[略]
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいゝ、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいゝ。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [略]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

[別葉3]

[(第十三面)～(第二十四面) 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円、%)

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況

	イ	ロ	ハ	ニ
[同左]	[同左]	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	[同左]	[同左]
[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第一号又は第十四条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいゝ、本邦以外の国又は地域の場合には自己資本比率告示第二条の二第四項第二号又は第十四条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいゝ。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。

b [同左]

c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載した口欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（口欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等Tier1資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 略]

(第二十六面)

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーションル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当半 期末	前半 期末	前々 半期 末	ハの 前半 期末	ニの 前半 期末	ホの 前半 期末	への 前半 期末	トの 前半 期末	チの 前半 期末	リの 前半 期末	直近 十年 間の 平均
[略]												

(注)

[略]

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR 2：B I Cの構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当半期末	前半期末	前々半期末
[略]				

(注)

[略]

(第二十八面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーションル・リスクに対する所要自己資本額の概要				
---------------------------------	--	--	--	--

- d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。

- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（口欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

[f~h 同左]

(第二十六面)

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーションル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当半 期末	前期 末	前々 半期 末	ハの 前期 末	ニの 前期 末	ホの 前期 末	への 前期 末	トの 前期 末	チの 前期 末	リの 前期 末	直近 十年 間の 平均
[同左]												

(注)

[同左]

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR 2：B I Cの構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当半期末	前期末	前々期末
[同左]				

(注)

[同左]

(第二十八面)

(単位：百万円)

OR 3：オペレーションル・リスクに対する所要自己資本額の概要				
---------------------------------	--	--	--	--

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番2「I LM」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI LMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法により I LMの値を算出している場合には、当該 I LMの値と自己資本比率告示第二百八十三条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出した I LMの値をB ICの値により加重平均して得た値を記載すること。

[c~f 略]

[(第二十九面)・(第三十面) 略]

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番2「I LM」の項には、自己資本比率告示第二百八十三条に定めるI LMの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けて I LMを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位の I LMの値を記載すること。

[c~f 同左]

[(第二十九面)・(第三十面) 同左]

OV 1:リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。

[w～aaa 略]

[(第二面)～(第四面) 略]

CVA 4 : CVAリスク・エクスポートジャーヤーのCVAリスク相当額の変動表

項番  CVAリスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ニ欄の額と一致する。

c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。

OV 1:リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第五号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

[w～aaa 同左]

[(第二面)～(第四面) 同左]

CVA 4 : CVAリスク・エクスポートジャーヤーのリスク・アセット変動表

項番  リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ロ欄の額と一致する。

c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百四十七条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

[e~h 略]

(第六面) [略]

d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。

[e~h 同左]

(第六面) [同左]

備考 案件の[]の記載が誤記である。

別紙様式第八号及び別紙様式第九号を次のように改める。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（単体）		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式の該当番号		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1	普通出資等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
5	普通出資等 Tier 1 比率					
5 a	普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	Tier 1 比率					
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）					
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	総自己資本比率					
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIBバッファー比					

	率					
11	最低単体資本バッファー比率					
12	単体資本バッファー比率					
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポートの額					
14	単体レバレッジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 國際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10の「G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番10「G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項の比率と、項番11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- e 項番5 a 「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通出資等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- f 「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通出資等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- g 項番6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

- h 「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- i 項番 7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- k 項番 4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番 5 a 「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」、「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- l 「資本バッファー」の項番 8 から項番 12 までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない。
- m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること（1に該当する場合には、当該項を削除することができる。）。
- n この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- o この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標（連結）		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式の該当番号		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1	普通出資等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
自己資本比率						
5	連結普通出資等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIBバッファー比					

	率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポートの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 國際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10の「G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第三号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番10「G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G－S I B／D－S I Bバッファー比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- e 項番5 a 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- f 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- g 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

- h 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- i 項番 7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- j 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- k 項番 4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番 5 a 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番 7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項における口欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- l この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「—」を記載すること。
- m この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	業種 リスク・ウェイト	イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ　リ									
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）									
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
1	日本国政府及び日本銀行向け										
2	外国の中央政府及び中央銀行向け										
3	国際決済銀行等向け										
4	我が国の地方公共団体向け										
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け										
6	国際開発銀行向け										
7	地方公共団体金融機構向け										
8	我が国の政府関係機関向け										
9	地方三公社向け										
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け										
11	法人等向け										
12	中小企業等向け及び個人向け										
13	上記以外										
14	合計										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなるいるものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記

載すること。

- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	リスク・ウェイト 業種	イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ　リ　ヌ　ル　ヲ　ワ　カ													
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当する

ものは含まないものとする。

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	業種 リスク・ウェイト	イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ　リ									
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）									
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
1	日本国政府及び日本銀行向け										
2	外国の中央政府及び中央銀行向け										
3	国際決済銀行等向け										
4	我が国の地方公共団体向け										
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け										
6	国際開発銀行向け										
7	地方公共団体金融機構向け										
8	我が国の政府関係機関向け										
9	地方三公社向け										
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け										
11	法人等向け										
12	中小企業等向け及び個人向け										
13	上記以外										
14	合計										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなるいるものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記

載すること。

- m 項番 11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクspoージャー															
項番	リスク・ウェイト 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機構向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、自己資本比率告示第四章第五節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十三条又は第百二十五条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当する

ものは含まないものとする。

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。